平成２９年（フ）第２３号
京都府京丹後市峰山町御旅３番地
破産者　特定非営利活動法人京丹後市日米友好協会
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第４５４０号
大阪市中央区船場中央３丁目２番８―312号
破産者　飯田産業株式会社
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６８号
鹿児島県鹿児島市下福元町2863番地１
破産者　株式会社フクセン
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３７号
北海道室蘭市八丁平２丁目47番２号
破産者　株式会社関崎建設工業
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
北海道稚内市中央４丁目７番５号
破産者　株式会社草地商店
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９号
北海道室蘭市高砂町４丁目34番１号
破産者　株式会社建人相互開発
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
北海道根室市曙町３丁目28番地
破産者　有限会社東光システム
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第１２８７号
横浜市保土ケ谷区月見台７番４号
破産者　有限会社エル・ブイ・エス
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３２９号
横浜市金沢区鳥浜町１番地１
破産者　株式会社大福水産
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９号
新潟県長岡市小曽根町1012番地
破産者　村山　理恵
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋299番地
破産者　株式会社松田
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１８１号
岡山市南区築港ひかり町20番３号、旧住所岡山市北区中原463番地21
破産者　中島　康介
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４４０号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目１番41号
破産者　市来　優馬
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
鹿児島県鹿児島市加治屋町１番16号　エステート加治屋301号
破産者　中島美由紀
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５４５号
さいたま市北区東大成町２丁目390番地１　コーポ茶木202、旧住所さいたま市北区日進町３丁目431番地４　コーポＭⅢ201
破産者　庄崎　和伸
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６８９号
さいたま市見沼区大字大谷1812番地（26―503）
破産者　矢代まり子
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２７号
埼玉県川口市東川口２丁目21番10号　リ・ヴラン東川口Ⅱ　102号
破産者　阿部　敏一
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
神奈川県小田原市南町１丁目２番16号
破産者　露木　靖士
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２７３号
神奈川県小田原市成田246番地の５　アーバンナリタ202
破産者　石本　　勉
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２７９号
神奈川県厚木市緑ヶ丘１丁目13番５号　藤本方
破産者　水越　幸生
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部